

仕 様 書

1 件名

大型提示装置（電子黒板等・R 3 整備分）の賃貸借

2 本業務の目的

盛岡市立各小中学校において、コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図るため、大型提示装置（電子黒板等）を整備する。

段階的な整備とし、令和3年度は小学校5年生～中学校3年生までの通常学級について実施する。

3 納入期限、賃貸借期間等

(1) 契約期間 契約締結の翌日から令和8年9月30日まで

地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約

(2) 準備期間 契約締結の翌日から令和3年9月30日まで

(3) 履行期間 令和3年10月1日から令和8年9月30日まで（60か月間）

受注者は、本調達機器の各小中学校への搬入・設置、設定・動作検証等を令和3年9月30日までに完了し、翌日から本稼働が可能な状態とすること。

4 履行場所、設置機器及び数量

(1) 履行場所 盛岡市立小中学校 65校

(2) 設置機器及び数量

ア 大型提示装置（プロジェクタ：常設型）等 195台（主に中学校全学年の通常学級）

イ 大型提示装置（プロジェクタ：可搬型）等 201台（主に小学校5・6年生の通常学級）

ウ 大型提示装置周辺機器（ワイヤレス画面転送装置、書画カメラ、スピーカーフォン）

詳細については、次のとおりとする。

別紙1「大型提示装置（電子黒板等）賃貸借 小学校台数一覧」

別紙2「大型提示装置（電子黒板等）賃貸借 中学校台数一覧」

本調達機器等については、指定の設置場所に設置するものとし、詳細については発注者と協議の上、作業を実施すること。また、設置前に発注者が設置場所を変更した場合はその指示に従うこと。

なお、発注者が契約期間中に設置場所を変更した場合は、発注者から受注者に対して書面により通知を行うが、契約変更は行わないこととする。

5 作業計画書の作成

契約締結後速やかに、次の事項について作業計画書を作成し、発注者に提出すること。

(1) 機器の設置スケジュール

(2) その他必要事項

6 調達機器要件

別紙3「大型提示装置（電子黒板等）賃貸借 機器仕様書」のとおりとする。

7 一般事項

- (1) 本調達機器等は、中古品でないものとする。
- (2) 設置時点では発注者の検査を受け、その結果が不合格の場合には、発注者の指示に従って、可及的速やかに当該機器を完全な代替機器と交換すること。
- (3) 本調達機器等は、品質・耐久性に十分留意し、選択すること。
- (4) 本調達機器等は、機械的及び電氣的に人体に危険がないものであること。

8 搬入、設置及び回収等

- (1) 大型提示装置（プロジェクタ：常設型）の設置については以下の内容とする。
 - ア プロジェクタ、スクリーンは原則、専用金具を用いて指定教室内の黒板上部の壁面に設置すること。
 - イ 高さ可動式（UD）黒板が設置されている場合は、使用者が都度、黒板を適切なプロジェクタの投影位置の高さに調整できるよう、黒板上にストッパー用金具を取り付け、プロジェクタの位置を決めること。
 - ウ インターフェーススイッチャー、ワイヤレス画面装置は原則、黒板横もしくは黒板下付近に壁面設置すること。チョークの粉塵等の付着を可能な限り防ぐよう、配慮した設置方法とすること。
 - エ 各機器間に配線するケーブルは可能な限り露出することが無いよう、モール等で保護すること。
 - オ 電源は設置教室の電源コンセントを1口使用すること。その上で電源口数追加のため、電源タップを壁面設置すること。
 - カ 詳細な設置場所については、発注者及び学校の了承を得ること。
 - キ 現地の状況により設置が困難な場合は、別途発注者と協議の上、決定すること。
- (2) 大型提示装置（プロジェクタ：可搬型）の設置については以下の内容とする。
 - ア 電源は設置教室の電源コンセントを1口使用すること。電源コンセントが不足する教室においては、発注者と協議の上で口数の増設を行うこと。
 - イ 詳細な設置場所については、発注者及び学校の了承を得ること。
- (3) 各機器には固有の識別番号を割り当て、シールを貼付すること。シールに記載する内容は発注者より指定する。
- (4) 本調達機器等の搬入・設置は、受注者の責任において行うものとする。発生する費用は契約額に含まれる。また、機器等設置時に際して発注者及び他業者との調整が必要な場合、調整に係る工数等については本調達の範囲内とすること。
- (5) 受注者は、発注者の指示する場所に本調達機器等の搬入・設置を行い、梱包箱・残ケーブル等当該機器の利用に不要なものは撤去すること。なお、運用開始日以前に当該機器の設置場所の変更が生じた場合は、発注者の指示に従って移設等を行うこと。
- (6) 本調達機器等に付随する保証書、CD-ROM 等については、学校ごとにまとめ、学校指定の保

管場所に保管すること。

- (7) 搬出入のルート等を発注者及び学校の指示に従い、実施すること。また、必要な手続きについては遅滞なく行うこと。
- (8) 本調達機器の賃貸借期間終了時、受注者は本調達機器等を、設置場所から撤去・搬出すること。
- (9) 作業時に、以下の注意事項を順守すること。
 - ア 設置場所施設立入りに手続きが必要になった場合、作業従事者の所属及び氏名等の情報について、発注者が指定する日時までに報告すること。
 - イ 上記に対応できない場合は、発注者に直ちに連絡し、設置方法について協議すること。

9 機器環境設定作業等

- (1) 「盛岡市校内情報通信ネットワーク整備（LAN配線工事等を含む。）業務委託」において整備された無線LAN環境にワイヤレス画面転送装置を接続すること。また、ワイヤレス画面転送装置と教職員用端末の接続可能となるよう設定すること。
- (2) 機器の設定作業に当たり、次の契約業者との連携を必須とすること。また、当該契約業者の対応に伴い生じる費用は、契約額に含めること。
 - ア 校内通信ネットワーク整備
盛岡市校内情報通信ネットワーク整備（LAN配線工事等を含む。）業務委託
契約業者 富士通ネットワークソリューションズ株式会社 岩手営業所
 - イ 教職員用端末整備
教職員用端末等賃貸借
契約業者 株式会社システムベース
- (3) 設定内容は、事前に発注者の承認を得た上で、作業を行うこと。
- (4) 機器設定情報をまとめて発注者に提出すること。

また、本事業で納入される機器に固有の識別番号を割り当て、設置教室を明確にした機器一覧資料を提出すること。

10 動作試験、完了報告

- (1) 試験成績書を作成し、発注者に提出すること。試験成績書の内容は発注者の承認を事前に得ること。
- (2) 機器の通電確認及び各機器間に配線されているケーブルが正常に動作するか確認を行うこと。
- (3) 各学校に設置される教職員用端末を用いて、ワイヤレス画面転送装置への接続確認を行うこと。
- (4) 各学校内の電源系統情報を確認の上、機器設置後に電源容量の不足が無いか試験を実施すること。各学校の運用条件に近い状態で試験をすることとするため、既設機器に配慮しながら試験を実施すること。電源容量の不足を確認した場合は、発注者へ報告すること。
- (5) 各学校での作業完了後、副校長又は情報管理者に完了報告及び管理者向け操作説明を行うこと。

11 保守・サポート条件

- (1) 受注者は、保守・サポートにおける責任体制を明確にするため、担当者名及び連絡方法を明記した体制図を提出すること。なお、体制を変更する必要がある場合には、変更内容を記載した書面をもって報告すること。
- (2) 保守に係る問合せ又は連絡の受付時間は、休日（盛岡市の休日に関する条例（平成元年条例第37号）にて定められた市の休日（土・日曜日、祝祭日、12月29日～1月3日）をいう。）を除く9時から17時までとし、また、保守対応時間も受付時間に準ずるものとする。
- (3) 学校環境への納入実績を持ち、本事業の設定情報を十分に理解した保守要員が対応すること。
- (4) 各学校からの問い合わせに随時対応すること。また、対応履歴は発注者に定期的に報告すること。
- (5) 機器の保証期間内に生じた不具合や故障については保証の範囲内で対応すること。
- (6) 故障機器がメーカー保証期間経過後の場合は、修理に係る見積書を作成し、発注者に提示すること。また、修繕が必要となった場合には、別途発注者が指示する。ただし、障害発生時の現場調査、見積作成に係る費用は、契約金額に含めること。

12 支払方法

- (1) 本調達機器に係る一切の経費の総額を、賃貸借期間の賃貸借料として60か月の均等払いとし、月ごとに履行確認の上所定の方法により支払いするものとする。
- (2) 請求書の宛名は、盛岡市長とし、提出先は、盛岡市教育委員会学校教育課（盛岡市津志田14地割37番地2）とする。

13 その他

この仕様書に疑義が生じたとき、又は明示されていない事項については、両者協議のうえ決定することとする。

仕 様 書

1 件名

大型提示装置（電子黒板等・R4整備分）賃貸借

2 本業務の目的

盛岡市立各小中学校において、コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図るため、大型提示装置（電子黒板等）を整備する。

3 納入期限、賃貸借期間等

(1) 契約期間 契約締結の翌日から令和9年8月31日まで

地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約

(2) 準備期間 契約締結の翌日から令和4年8月31日まで

(3) 履行期間 令和4年9月1日から令和9年8月31日まで（60か月間）

受注者は、本調達機器の各小中学校への搬入・設置、設定・動作検証等を令和4年8月31日までに完了し、翌日から本稼働が可能な状態とすること。

4 履行場所、設置機器及び数量

(1) 履行場所 盛岡市立小中学校 59校

(2) 設置機器及び数量

ア 大型提示装置（プロジェクタ：常設型）等 3台

イ 大型提示装置（プロジェクタ：可搬型）等 57台

ウ 大型提示装置周辺機器（ワイヤレス画面転送装置、書画カメラ）

詳細については、次のとおりとする。

別紙1「大型提示装置（電子黒板等）賃貸借 小学校台数一覧」

別紙2「大型提示装置（電子黒板等）賃貸借 中学校台数一覧」

本調達機器等については、指定の設置場所に設置するものとし、詳細については発注者と協議の上、作業を実施すること。また、設置前に発注者が設置場所を変更した場合はその指示に従うこと。

なお、発注者が契約期間中に設置場所を変更した場合は、発注者から受注者に対して書面により通知を行うが、契約変更は行わないこととする。

5 作業計画書の作成

契約締結後速やかに、次の事項について作業計画書を作成し、発注者に提出すること。

(1) 機器の設置スケジュール

(2) その他必要事項

6 調達機器要件

別紙3「大型提示装置（電子黒板等）賃貸借 機器仕様書」のとおりとする。

7 一般事項

- (1) 本調達機器等は、中古品でないものとする。
- (2) 設置時点では発注者の検査を受け、その結果が不合格の場合には、発注者の指示に従って、可及的速やかに当該機器を完全な代替機器と交換すること。
- (3) 本調達機器等は、品質・耐久性に十分留意し、選択すること。
- (4) 本調達機器等は、機械的及び電氣的に人体に危険がないものであること。

8 搬入、設置及び回収等

- (1) 大型提示装置（プロジェクタ：常設型）の設置については以下の内容とする。
 - ア プロジェクタ、スクリーンは原則、専用金具を用いて指定教室内の黒板上部の壁面に設置すること。
 - イ 高さ可動式（UD）黒板が設置されている場合は、使用者が都度、黒板を適切なプロジェクタの投影位置の高さに調整できるよう、黒板上にストッパー用金具を取り付け、プロジェクタの位置を決めること。
 - ウ インターフェーススイッチャー、ワイヤレス画面装置は原則、黒板横もしくは黒板下付近に壁面設置すること。チョークの粉塵等の付着を可能な限り防ぐよう、配慮した設置方法とすること。
 - エ 各機器間に配線するケーブルは可能な限り露出することが無いよう、モール等で保護すること。
 - オ 電源は設置教室の電源コンセントを1口使用すること。その上で電源口数追加のため、電源タップを壁面設置すること。
 - カ 詳細な設置場所については、発注者及び学校の了承を得ること。
 - キ 現地の状況により設置が困難な場合は、別途発注者と協議の上、決定すること。
- (2) 大型提示装置（プロジェクタ：可搬型）の設置については以下の内容とする。
 - ア 電源は設置教室の電源コンセントを1口使用すること。電源コンセントが不足する教室においては、発注者と協議の上で口数の増設を行うこと。
 - イ 詳細な設置場所については、発注者及び学校の了承を得ること。
- (3) 各機器には固有の識別番号を割り当て、シールを貼付すること。シールに記載する内容は発注者より指定する。
- (4) 本調達機器等の搬入・設置は、受注者の責任において行うものとする。発生する費用は契約額に含まれる。また、機器等設置時に際して発注者及び他業者との調整が必要な場合、調整に係る工数等については本調達の範囲内とすること。
- (5) 受注者は、発注者の指示する場所に本調達機器等の搬入・設置を行い、梱包箱・残ケーブル等当該機器の利用に不要なものは撤去すること。なお、運用開始日以前に当該機器の設置場所の変更が生じた場合は、発注者の指示に従って移設等を行うこと。
- (6) 本調達機器等に付随する保証書、CD-ROM 等については、学校ごとにまとめ、学校指定の保管場所に保管すること。

- (7) 搬出入のルート等を発注者及び学校の指示に従い、実施すること。また、必要な手続きについては遅滞なく行うこと。
- (8) 本調達機器の賃貸借期間終了時、受注者は本調達機器等を、設置場所から撤去・搬出すること。
- (9) 作業時に、以下の注意事項を順守すること。
 - ア 設置場所施設立入りに手続きが必要になった場合、作業従事者の所属及び氏名等の情報について、発注者が指定する日時までに報告すること。
 - イ 上記に対応できない場合は、発注者に直ちに連絡し、設置方法について協議すること。

9 機器環境設定作業等

- (1) 「盛岡市校内情報通信ネットワーク整備（LAN配線工事等を含む。）業務委託」において整備された無線LAN環境にワイヤレス画面転送装置を接続すること。また、ワイヤレス画面転送装置と教職員用端末の接続可能となるよう設定すること。
- (2) ワイヤレス画面転送装置に固定IPアドレスを割り当て、設定すること。
設定に使用したIPアドレスを一覧表にまとめ、発注者に提出すること。
- (3) 機器の設定作業に当たり、次の契約業者との連携を必須とすること。また、当該契約業者の対応に伴い生じる費用は、契約額に含めること。
 - ア 校内通信ネットワーク整備
盛岡市校内情報通信ネットワーク整備（LAN配線工事等を含む。）業務委託
契約業者 富士通ネットワークソリューションズ株式会社 岩手営業所
 - イ 教職員用端末整備
教職員用端末等賃貸借
契約業者 株式会社システムベース
- (4) 設定内容は、事前に発注者の承認を得た上で、作業を行うこと。
- (5) 機器設定情報をまとめて発注者に提出すること。
また、本事業で納入される機器に固有の識別番号を割り当て、機器一覧資料を提出すること。

10 動作試験、完了報告

- (1) 試験成績書を作成し、発注者に提出すること。試験成績書の内容は発注者の承認を事前に得ること。
- (2) 機器の通電確認及び各機器間に配線されているケーブルが正常に動作するか確認を行うこと。
- (3) 各学校に設置される教職員用端末を用いて、ワイヤレス画面転送装置への接続確認を行うこと。
- (4) 各学校内の電源系統情報を確認の上、電源容量が不足する可能性のある学校は試験を実施すること。学校の運用条件に近い状態で試験をすることとするため、既設機器に配慮しながら試験を実施すること。電源容量の不足を確認した場合は、発注者へ報告すること。
- (5) 各学校での作業完了後、副校長又は情報管理者に完了報告を行うこと。

11 保守・サポート条件

大型提示装置（電子黒板等）③超短焦点プロジェクタ エプソン EB-725Wi 456 台

- (1) 受注者は、保守・サポートにおける責任体制を明確にするため、担当者名及び連絡方法を明記した体制図を提出すること。なお、体制を変更する必要がある場合には、変更内容を記載した書面をもって報告すること。
- (2) 保守に係る問合せ又は連絡の受付時間は、休日（盛岡市の休日に関する条例（平成元年条例第37号）にて定められた市の休日（土・日曜日、祝祭日、12月29日～1月3日）をいう。）を除く9時から17時までとし、また、保守対応時間も受付時間に準ずるものとする。
- (3) 学校環境への納入実績を持ち、本事業の設定情報を十分に理解した保守要員が対応すること。
- (4) 各学校からの問い合わせに随時対応すること。また、対応履歴は発注者に定期的に報告すること。
- (5) 機器の保証期間内に生じた不具合や故障については保証の範囲内で対応すること。
- (6) 故障機器がメーカー保証期間経過後の場合は、修理に係る見積書を作成し、発注者に提示すること。また、修繕が必要となった場合には、別途発注者が指示する。ただし、障害発生時の現場調査、見積作成に係る費用は、契約金額に含めること。
- (7) 機器の再設置及び再設定は本契約の範囲内で対応すること。

12 支払方法

- (1) 本調達機器に係る一切の経費の総額を、賃貸借期間の賃貸借料として60か月の均等払いとし、月ごとに履行確認の上所定の方法により支払いするものとする。
- (2) 請求書の宛名は、盛岡市長とし、提出先は、盛岡市教育委員会学校教育課（盛岡市津志田14地割37番地2）とする。

13 その他

この仕様書に疑義が生じたとき、又は明示されていない事項については、両者協議のうえ決定することとする。